

2021年1月20日

中小企業庁長官
前田 泰宏 様

日本労働組合総連合会
会長 神津里季生



新型コロナウイルス感染症対策に関する連合要請

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、政府は1月7日と1月13日に、11都府県に緊急事態宣言を再発しました。その他の地域においても、自治体独自の対策を強化するとともに国に緊急事態宣言の発令を要請する動きが広がっています。

社会経済活動の抑制が長期化する中で、既に、様々な業種・業態に極めて大きな影響が生じています。また、経営基盤の脆弱な中小・小規模事業者の倒産や廃業等が増加しており、雇用と生活の危機に瀕している労働者・生活者が増加しています。今回の緊急事態措置は、こうした状況を一層悪化させる恐れがあります。

すべての働く者・生活者の雇用と生活を守るとともに、サプライチェーン全体の維持・確保に向けた事業者に対する支援の拡充、中小・小規模事業者の事業継続に資する直接的な支援など、中小企業庁のより一層の取り組みの強化をお願いしたく、下記の通り要請いたします。

記

I. サプライチェーン全体の維持・確保に向けた支援の拡充

○サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正な分配の実現に向けて、「働き方」も含めた取引の適正化、下請法等関係法令の強化とその遵守の徹底、大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への「しわ寄せ」防止のための総合対策の着実な実行、公正取引委員会および中小企業庁の体制・権限の強化、各種告示・ガイドライン・業界自主行動計画等の拡充および周知徹底をはかること。

○下請け事業者の経営環境維持のため、適正な取引を実現させるべく、以下の見地から監督官庁の体制・権限の強化、企業への周知徹底等を行い、法の実効性を高める対策を講じること。

- ・新型コロナウイルス感染症等による業績悪化を理由として取引停止や通常支払われる取引価格の切り下げなどを行わない。
- ・下請け事業者の資金繰りに支障が生じないよう、物品の代金等について現金による速やかな支払を行う。
- ・需要回復時の取引の継続と優先発注、人的補助など、下請け事業者の事業活動を支援する。
- ・需要回復時に、短納期や無理な仕様変更など、下請け事業者へのしわ寄せを行わない。
- ・下請け事業者が、人材確保・定着、生産性向上のために賃上げをはじめとする労働条件の改善を行ったことを理由に、取引条件の見直しを行わないこと。また、

下請け事業者の労務費増加分を取引価格に適正に反映させる。

Ⅱ. 中小・小規模事業者の事業継続に資する直接的な支援の拡充

- 緊急事態宣言が再発出された地域に限らず、取引先は全国にまたがっているため、中小・小規模事業者の事業継続に資する直接的な支援策を全国規模で早急に講ずること。その際、申請要件についても必要な見直しを行うこと。
- 上記施策に限らず、既に実施されている支援策についても、実態を踏まえた上で拡充する等、必要な見直しを行うこと。
- 各種支援策については、迅速さが確保された適正な審査および給付を行うとともに、不正疑いの事例に対しては法令に則り、厳粛に対処すること。

以 上